

## 三芳町町制施行 55 周年ロゴマーク使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別記に掲げる三芳町町制施行 55 周年ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

### (権利の帰属)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、町に帰属する。

### (ロゴマークの使用目的)

第3条 ロゴマークは、町民の町への愛着や誇りを高めるとともに、町制施行 55 周年を町の内外に周知するために使用するものとする。

### (使用できる者)

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、事業者、団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が使用するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が前条に定める使用目的にかんがみて不適當であると町長が認めるとき。

### (使用手続)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめロゴマーク使用許可申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、ロゴマーク使用許可様式により通知するものとする。

3 町がその業務において使用する場合又は町が共催若しくは後援する事業において使用する場合は、前2項に規定する手続は要しない。

### (使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) ロゴマークを無断で改変しないこと。

- (3) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- (5) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真等をもって代えることができる。
- (6) ロゴマークの使用により生じた事故、苦情等に関しては、使用者本人の責任において必要な処理を行うこと。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料金は、無料とする。

(使用の取消)

第8条 使用者が、第6条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したとき、町長は、当該使用者に対する承認を取り消すことができる。

この場合において、使用者に損害が生じても、町長は、その責めを負わない。

(所管)

第9条 ロゴマークの使用取扱いに関する事務は、秘書広報室が所管する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条の規定は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。